

介護職員初任者研修（通信過程）学則

合同会社杉野コンディショニングセンター

1. 開催の目的について

この研修は、介護に携わる者が業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とする。

2. 研修事業の名称及び課程について

介護職員初任者研修（通信課程） 130時間コース

3. 事業者（事業執行組織）について

研修の事業者については、「合同会社杉野コンディショニングセンター」とする。

合同会社杉野コンディショニングセンター

〒862-0918 熊本市東区花立6丁目3番22号

電話&FAX：096-369-0105／／E-mail：sugino_c_c@ybb.ne.jp

代表社員：杉野哲裕

4. 実施場所と連絡先について

研修の実施場所と受講に関する連絡先は、法人の関連事業所であるリハビリ・デイサービスセンター「しん」とする。

リハビリ・デイサービスセンター「しん」

〒861-8045 熊本市東区小山7丁目7-70

電話：096-247-7788（代表）／FAX：096-388-1217／E-mail：reha_shin@ybb.ne.jp

担当者：①石井将光（責任講師）／②三島聡美・上田和代（講師）

5. 研修の要旨について

研修の要旨については、以下に示すとおりとする。

(1)研修課程：介護職員初任者研修（通信課程） 130時間コース

(2)事業所所在地：熊本市

(3)研修期間：4ヶ月 平成25年5月10日～9月20日 （※別紙実施スケジュール表参照）

(4)定員：10名

(5)受講料：142400円（税込） ※通信添削代・テキスト代を含む。

また、補助教材となるDVDについては希望者のみ、別途800円（税込）徴収する。

(6)対象者：ア. 訪問介護事業に従事しようとする者

イ. 在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者

(7)カリキュラム：※別紙シラバス参照

(8)講師：※別紙シラバス参照

(9)使用テキスト：介護労働安定センター「介護職員初任者研修テキスト（第1～4分冊）」5900円

※また、補助教材となるDVDについては希望者のみ、別途800円（税込）徴収する。

6. 募集時期及び開講時期・募集定員について

募集時期：平成25年4月8日～ 5月8日 （※別紙「介護職員初任者研修のご案内」参照）

7. 受講手続について

(1)手続き開始の時期

受講を希望する者は、所定の「受講申込書」（ホームページからダウンロード）に必要事項を記入し、FAXでリハビリ・デイサービスセンター「しん」に提出する。

開講日の30日前（土・日・祝日の場合はその前日）から募集を開始し、30日で締め切る。ただし、締め切り日前であっても定員に達した場合は募集を締め切ることがある。

(2)研修参加費の納入方法

受講決定者は受講決定日から指定期日までに、指定の振込口座に受講料及びテキスト代を納付する。ただし、分割払いも可能とし、受講生はそのパターンとして2回・3回・4回を選択できる。利子はつけないが、テキスト代（希望者はDVD代も含めて）は第1回目で納入する。

(3)研修参加費の返還方法

ア. 受講決定者がキャンセルをする場合

受講開始前日までに当センターに連絡をすることとし、その際、振り込まれた受講料を返還する。

イ. 受講開始当日にキャンセルをする場合

振り込まれた受講料は返還しない。

ウ. 当センターの諸事情で開講できない場合

受講者あてに連絡することとし、納付された受講料については全額返還する。

(4)本人確認について

受講を許可された者は、本人確認のため、初回の講義時に免許証あるいは健康保険証などの公的書類のコピーを事業者に提出する。

8. 修了評価及び修了認定について

(1)修了評価について

ア. 科目全体の評価とその判定方法

科目全体の評価は、全科目終了後の筆記試験と講師による「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」における評価（実技試験）を合わせて判定する。

ただし、講師による評価（実技試験）については、熊本県が定める「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」に基づいて、各科目の「修了時のポイント」に沿って、各受講生の知識と

技術の習得度を評価するものとする。

イ. 筆記試験の出題範囲と点数配分について

全科目終了後に筆記試験を行うが、その筆記試験については、通学分と通信分の演習課題の中から100点分出題する。

ウ. 講師による評価（実技試験）における出題範囲と点数配分について

講師による評価（実技試験）は、「9. ころとからだのしくみと生活支援技術」の中から100点分出題する。

エ. 判定方法

上記イ及びウの点数配分に基づき、それぞれ以下の4段階（合格：A～C、不合格D）で表すこととする。

A（90点以上）／B（80～89点）／C（70～79点）／D（70点未満）

ただし、筆記試験と実技試験のそれぞれで「D」と判定され不合格となった者には、該当した試験に対して不足分のレポート提出、あるいは補講を行った上で再試験を実施し、その結果で合格域に達したと判断すれば、「C」（再試験後）と判定することとする。なお、再試験の出題範囲と点数配分については、上記イ・ウと同様とする。

(2)修了認定について

修了認定については、「熊本県介護職員初任者研修実施要綱」の規定及び本学則5に定めるカリキュラムを全て履修し、事業者が修了と認めた者とする。

9. 研修欠席者の取り扱いについて

(1)欠席届の提出

受講者が「やむを得ない理由」により、研修を欠席する場合には、必ず「欠席届」を提出することとする。ただし、この場合の「やむを得ない理由」とは、社会通念上の次の事由とする。

ア. 病気や怪我 ※ただし、**証明できる書類の提出**を必要とする。

イ. 災害（地震や台風など）

ウ. 交通機関等のストライキ

エ. その他（真にやむを得ないと事業者が認めるもの）

(2)補講

受講しなかったカリキュラム（時間）については「未履修」とするが、「熊本県介護職員初任者研修実施要綱」に基づき、講師との調整を受けて、研修期間内での補講により「履修」とすることができる。

10. 退学について

事業者は以下の項目に該当した場合、講師間での複数合意のもとでその受講者を退学させることができる。ただし、この場合の受講料は返還しない。

(1)研修の途中において、受講に対する継続意思がなく、自ら受講の中止を申し出た者。

(2)受講対象者の要件に該当しないにもかかわらず、偽りやその他の不正により受講していることが判明した者。

(3)学習意欲の欠如または成績不良等により、修了の見込みがないと認められる者。

(4)素行不良などにより、再三の指導にも関わらず改善の見込みがないと認められる者。

(5)欠席等により、「未履修」のカリキュラム（時間）が研修時間数の概ね1割を超えた者。

(6)その他、研修の受講を継続することが客観的に見て不相当と認められる者。

また、退学に該当した受講者は、速やかに「退学届」を提出するものとする。

11. 保険の加入について

事業者は研修中における受講者の損害賠償事故に備えるため、「介護事業者損害賠償保険」に加入する。

12. 研修の中止または延期について

事業者は災害（地震や台風など）や交通機関等のストライキの発生など、必然的にやむを得ないと判断した場合には、研修を中止または延期することができる。ただし、その場合には、事業者は新たな日程を設定するなどの措置を講じる。

13. 修了証明書の交付・管理について

事業者は研修修了者に対して、「熊本県介護職員初任者研修実施要項」に基づき、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。また、研修修了者の「氏名」・「住所」・「生年月日」・「修了年月日」・「修了証明書番号」等を記載した名簿を作成して管理するとともに、その名簿を熊本県知事に提出する。

14. 事務の適正化について

指定に伴う事務処理については、「熊本県介護職員初任者研修実施要綱」を遵守するものとする。

15. 個人情報の取り扱いについて

研修において知り得た個人情報の取り扱いについては、次のとおり厳守するものとする。

(1)受講者

研修の受講過程で知り得た事業者や事業所、あるいは利用者の個人情報を事業者の許可に基づいた上での正当な理由なく、決して第三者や外部に漏洩したり、不当な目的に使用しない。

(2)事業者

受講受け入れや研修の過程で知り得た受講者の個人情報について、正当な理由なく、決して第三者や外部に漏洩したり、不当な目的に使用しない。

16. その他

その他、本学則に定めなき事項については、「熊本県介護職員初任者研修実施要綱」に基づき行うとともに、慎重に取り扱うこととする。

附則 この学則は平成25年 5月 10日より施行する。

この学則は原本に相違ないことを証明する。

作成日：平成25年 3月21日

作成者：合同会社杉野コンディショニングセンター

代表社員 杉野哲裕